

令和2年度答申第86号
令和3年3月18日

諮問番号 令和2年度諮問第103号（令和3年2月17日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、叔父のP（以下「叔父P」という。）は軍人として外地で戦死したところ、審査請求人は叔父Pと生計を共にしていたと主張して、A知事（以下「処分庁」という。）に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）3条本文の規定に基づき、叔父Pに係る特別弔慰金の請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人は叔父Pと1年以上の生計関係を有していたとは認められないとして、本件請求を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- (1) 特別弔慰金支給法3条本文は、戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給すると規定しているところ、この「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭

和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。)による弔慰金を受ける権利を取得した者をいうとされている(特別弔慰金支給法2条1項)。そして、遺族援護法35条1項は、弔慰金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族(死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者に限る。)とすると規定している。

- (2) 特別弔慰金支給法2条の2第3項は、上記(1)の「これらの者以外の三親等内の親族」(以下単に「三親等内の親族」という。)は、先順位者である配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹がいない場合であって、当該三親等内の親族が「死亡した者の死亡の日まで引き続く1年以上その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者」(軍人たることによる勤務がなかったならば、この条件に該当していたものと認められる者を含む。)であるときに限り、戦没者等の遺族とみなすと規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、昭和16年a月b日、B地において、父のQ(以下「父Q」という。)と母のR(以下「母R」という。)との間に長女として出生し、B地を本籍地とする戸籍(戸主:S(父Qの父))に入籍した。

なお、父Qは、昭和24年5月19日、母Rの父のT(以下「祖父T」という。)及び母のU(以下「祖母U」という。)と養子縁組をし、その届出により、C地を本籍地(この本籍地は、養父母の本籍地と同じである。)とする新戸籍(筆頭者:父Q)が編成され、母R及び審査請求人が同戸籍に入籍した。

(改製原戸籍謄本(筆頭者:父Q))

- (2) 母Rの弟である叔父Pは、大正12年c月d日に出生し、C地を本籍地とする戸籍(戸主:祖父T)に入籍した。その後、叔父Pは、昭和19年1月14日、現役兵として船舶砲兵第e連隊に入隊し、昭和20年2月15日、D地において戦死した。

(改製原戸籍謄本(戸主:祖父T)、船舶砲兵第e連隊留守名簿、船舶砲兵第e連隊死亡者連名簿)

- (3) 審査請求人は、平成28年6月3日、住所地(E市F区長)を經由して、

処分庁に対し、特別弔慰金支給法3条本文の規定に基づき、叔父Pに係る特別弔慰金の請求（本件請求）をした。

なお、本件請求について、叔父Pの遺族で審査請求人よりも先順位のものはいない。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書）

- (4) 処分庁は、平成31年3月4日付けで、審査請求人に対し、「P殿の死亡当時まで引き続き1年以上死亡者と生計関係を有していたものと認められませんので、あなたは特別弔慰金を受ける権利を有しません。」との理由を付して、本件請求を却下する処分（本件却下処分）をした。

（却下通知書）

- (5) 審査請求人は、令和元年6月5日、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (6) 審査庁は、令和3年2月17日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、母Rの実家（C地）で出生し、出生時から叔父Pの出兵までの間、叔父Pと生計を共にしていたことに間違いはない。叔父Pと1年以上の生計関係が認められない点に不服があり、本件却下処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 本件の争点は、審査請求人が、叔父Pの三親等内の親族として、特別弔慰金支給法2条の2第3項に規定する「死亡した者の死亡の日まで引き続く1年以上その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者」といえるか否かである。
- 2 叔父Pは、祖父Tと祖母Uの二男として大正12年c月d日に出生し、C地を本籍地とする戸籍（戸主：祖父T）に入籍し、昭和20年2月15日に戦死している。

一方、審査請求人は、父Qと母Rの長女として昭和16年a月b日にB地で出生し、同地を本籍地とする戸籍（戸主：S）に入籍し、その後、父Qが祖父T及び祖母Uとの養子縁組の届出をしたことにより新たに編成された戸籍（本籍地：C地、筆頭者：父Q）に入籍している。

したがって、審査請求人は、叔父Pの死亡当時、叔父Pと同一戸籍にあっ

た者とはいえない。

本件のように、死亡した者の死亡当時、死亡した者と別戸籍にあった者について、死亡した者との生計関係の同一性を判断するに当たっては、特別弔慰金の請求者の申立内容から同一の生計関係があったと推認することができる程度では不十分であり、同一の生計関係があったことを裏付ける資料によって総合的に判断すべきである。また、戸籍の記載のみにより居住地の特定をすることはできない。

- 3 審査請求人は、本件請求の際に提出した戦没者等との生計関係申立書（以下「生計関係申立書」という。）に「Qが昭和15年11月に養子になった頃よりP家族の生計を援助していた」と記載しているが、父Qが祖父T及び祖母Uとの養子縁組の届出をしたのは、昭和24年5月25日であるから、生計関係申立書の記載には事実誤認が見られる。

また、審査請求人は、生計関係申立書に「昭和19年頃より空襲がひどくなったためにTとUと同居するようになりました。」と記載しているが、G地に初めて空襲があったのは同年6月であり、その時期から叔父Pと同居したとすると、叔父Pの死亡の日までの期間は8か月であるから、審査請求人は、特別弔慰金の支給要件である「死亡した者の死亡の日まで引き続く1年以上その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者」に該当しない。

- 4 平成30年3月に、処分庁が、審査請求人に対し、生計関係申立書の内容を証明する資料や追加の申立ての有無について確認を求めたところ、審査請求人は、写真2点、アルバムの裏表紙、門徒台帳及び「S16. a. bに生まれて1、2年P（オジ）と同じ家に住んでいました」と追記された生計関係申立書を提出した。また、審査請求人は、本件審査請求時にも新たな写真を提出した。

これらの提出資料のうち、アルバムの裏表紙に記載されたH地については当該場所の特定ができず、写真については撮影場所・時期の確認ができず、門徒台帳については平成30年7月5日現在の状況を表したものであるから、これらの提出資料により審査請求人が叔父Pと生計関係を有していたと裏付けることはできない。

- 5 処分庁が保管している叔父Pに関する陸軍兵籍及び死没者原簿にも、審査請求人が叔父Pと生計関係を有していたという事実は見当たらない。
- 6 審理員意見書が提出された後に、審査請求人は、審査庁に対し、新たな証

拠として、特別弔慰金裁定通知書関係書類及び叔父Pが祖父T宛てに送付した軍事郵便葉書7点（以下「本件葉書」という。）を提出した。

これらの提出資料のうち、特別弔慰金裁定通知書関係書類は母Rに対してされた裁定の通知に係る書類であるが、母Rは、叔父Pの姉であるから、叔父Pと生計関係を有していたことは、母Rに対する特別弔慰金の支給要件とはなっていない。したがって、これらの書類の記載内容からは、審査請求人と叔父Pとの間に生計関係があったことを確認することができない。

また、叔父Pが祖父T宛てに送付した本件葉書の記載内容からは、家族宛ての送金の事実を確認することができるが、送金先は、祖父Tや妹のV（以下「叔母V」という。）であって、審査請求人一家（Q家）に対しては、益に仏前に供えるお金についての記載があるだけである。そして、本件葉書には、審査請求人一家との間に生計関係があったことや審査請求人に関する記載はないから、審査請求人と叔父Pとの間に生計関係があったことを確認することができない。

なお、本件葉書の送付先は、H地であって、上記4のアルバムの裏表紙に記載の場所と一致しているが、H地と留守名簿に記載の祖父Tの住所（I地）との関係について、客観的に確認ができる資料がない。審査請求人は、H地を母Rの実家であると申し立てているが、I地とH地が同じ場所であることを確認することができないし、本件葉書の記載内容からも、審査請求人一家の居住地を確認することができない。

- 7 以上によれば、審査請求人が叔父Pとその死亡の日まで引き続き1年以上の生計関係があったことを確認することができないため、審査請求人は、特別弔慰金支給法2条の2第3項に規定する「死亡した者の死亡の日まで引き続き1年以上その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者」とはいえない。

したがって、本件却下処分は適正であり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

- (1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手續に要した期間は、次のとおりである。

本件審査請求の受付（審査庁）	: 令和元年6月5日
弁明書の提出日	: 同年8月2日
弁明書の受付（審査庁）	: 同年9月25日 (弁明書の提出から約2か月)
反論書の受付	: 同年11月14日
再弁明書の受付（審査庁）	: 同年12月13日
再反論書の受付	: 令和2年1月20日
審理員意見書の提出	: 同年10月30日 (再反論書の受付から約9か月半)
本件諮問	: 令和3年2月17日 (審理員意見書の提出から約3か月半、本件審査請求の受付から約1年8か月半)

(2) そうすると、本件では、審査庁において、処分庁が提出した弁明書の受付をするまでに約2か月、再反論書の受付から審理員意見書の提出までに約9か月半、審理員意見書の提出から本件諮問までに約3か月半の期間を費やした結果、本件審査請求の受付から本件諮問までに約1年8か月半もの長期間を要している。このように長期間を要する事態になったのは、審査庁における審査請求事件の進行管理が適切にされていないことに原因があると考えられる。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を改善する必要がある。

(3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分の違法性又は不当性について

(1) 本件では、審査請求人が、叔父Pの死亡の日（昭和20年2月15日）まで引き続く1年以上、叔父Pによって生計を維持し、又は叔父Pと生計を共にしていたか（叔父Pの軍人たることによる勤務がなかったならば、これに該当していたものと認められる場合も含む。）、すなわち、審査請求人が叔父Pと同一の生計関係を有していたかが問題となっている。

(2) まず、叔父Pとの生計関係に関する審査請求人の主張を検討すると、以下のとおりであり、その主張は、変遷していて、一貫性がない。

ア 本件請求

(ア) 戦没者等の遺族の現況等についての申立書

叔父Pの死亡当時、叔父Pと生計関係を有していたのは、祖父T、祖母U、叔母V、母R及び審査請求人の5人である。

(イ) 生計関係申立書

① 審査請求人の出生時（昭和16年a月b日）に、叔父Pと同居していたのは祖父T、祖母U及び叔母Vの3人（住所地：C地）、叔父Pと別居していたのは父Q、母R及び審査請求人の3人（住所地：B地）である。

② 審査請求人は、その出生時は、①のとおり叔父Pと別居していたが、父Qが、昭和15年11月に祖父Tの養子となった頃から、叔父Pの家族の生計を援助していた。また、昭和19年頃から空襲がひどくなったため、審査請求人は、祖父Tと祖母Uと同居するようになった。

③ 審査請求人は、昭和16年a月b日に生まれて、1、2年、叔父Pと同じ家に住んでいた。

（なお、上記①及び②は審査請求人が本件請求の際に提出した生計関係申立書に記載した主張であり、上記③は審査請求人が平成30年7月10日に生計関係申立書に追加した主張である（令和3年3月8日付けの審査庁の事務連絡）。）

イ 本件審査請求

(ア) 審査請求書

審査請求人は、母の実家（H地）で出生し、叔父Pが出兵するまでの2年11か月、同所で祖父T、祖母U、叔父P、母R及び審査請求人の5人で生計を共にしていた。

なお、父Qは、W社の社宅（J地）に一人残っていた。

(イ) 反論書

母Rの実家であるC地と父Qの実家であるB地は、時代による表記の違いであって、同じ住所地であるから、審査請求人の出生地（B地）は、母Rの実家である。

(ウ) 再反論書

審査請求人は、母Rの実家（C地）で出生し、叔父Pと生計を共にしていた。戸籍記載の審査請求人の出生地（B地）は、父Qの勤務先の社宅の住所地であって、審査請求人は、同所に住んでいたことはない。

以上によると、審査請求人は、最終的には、「母Rの実家（C地）で出生し、出生時から叔父Pが出兵するまでの間、叔父Pと生計を共にしていた。」と主張しているものと考えられる（上記第1の3参照。以下この主張を「審査請求人の最終主張」という。）。

(3) そこで、以下、審査請求人の最終主張について検討する。

ア まず、戸籍の記載によると、審査請求人の出生地は、B地である（上記第1の2の(1)）から、審査請求人の最終主張は、戸籍の記載に反するものである。

また、審査請求人は、戸籍記載の審査請求人の出生地は父Qの勤務先の社宅の住所地であると主張する（上記(2)のイの(ウ)）が、審査請求人は、審査請求書において、その社宅の住所地を「J地」と記載している（上記(2)のイの(ア)）から、この主張は、矛盾している。

イ また、叔父Pが所属していた船舶砲兵第e連隊の留守名簿には、叔父Pの留守担当者は祖父T、その住所はI地と記載されている。そして、船舶砲兵第e連隊戦時イロハ名簿及び死亡者連名簿の「留守担当者」欄にも、同じ記載がされている。

ところで、留守業務規程（陸軍普第1435号、昭和19年11月30日陸軍省調製）によれば、「外地、内地各部隊ハ留守名簿ヲ調製シ常ニ所属人員ノ當該部隊編入年月日、前所属及其ノ編入年月日、本籍（在留地）、留守担当者ノ住所、續柄、氏名、（中略）ヲ明ナラシムルモノトス」（4条1項）とされ、「留守名簿ハ部隊所属人員ノ現況及留守宅關係事項ヲ明ニシ人事、恩賞、留守宅家族遺族ノ援護等ヲ処理スルニ方リ其ノ根基ト爲スヘキ重要書類ニシテ（中略）各部隊ハ留守名簿ノ内容ヲ常ニ正確ナラシメ（中略）ルヲ要ス」（同条4項）とされていたから、留守名簿は、一般に兵士の入隊時に調製され、その後、記載内容に変更があれば、その都度、修正がされていたものと考えられる。

上記の船舶砲兵第e連隊の留守名簿及び船舶砲兵第e連隊戦時イロハ名簿における叔父Pの留守担当者に関する記載には、修正がされていないから、その記載内容は、叔父Pが入隊した当時のものと考えられるところ、叔父Pは、昭和19年1月14日に入隊している（上記第1の2の(2)）から、その時点において、祖父T及び祖母Uは、本籍地のC地からI地に転居していたものと考えるのが相当である。

そうすると、審査請求人の最終主張のとおり、審査請求人が、出生時か

ら叔父Pが出兵するまでの間、母Rの実家であるC地に住んでいたとしても、その後、叔父Pの家族は、同所に住んでいなかったことになるから、審査請求人は、叔父Pの死亡する日（昭和20年2月15日）まで引き続く1年以上、叔父Pの家族と生計を共にしていたとは認められない。

ウ なお、本件葉書は、その記載内容と叔父Pの入隊時及び死亡日から判断して、全て昭和19年に送付されたものと考えられるが、本件葉書には、祖父Tの住所が「H地」と記載されている。

そこで、当審査会が、審査庁に対し、処分庁に「H地」について照会して確認するよう求めたところ、審査庁から、処分庁において調査をしたが、その場所を特定することができないとの回答があった（令和3年3月11日付けの事務連絡）。

エ そして、一件記録を精査しても、審査請求人が母Rの実家であるC地に住んでいたこと又は審査請求人が叔父Pと生計を共にしていたことを確認することができる資料は見当たらない。

オ したがって、審査請求人が、叔父Pの死亡の日（昭和20年2月15日）まで引き続く1年以上、叔父Pと同一の生計関係を有していたとは認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	中	山	ひとみ	
委	員	野	口	貴公美	